

新たに1物質を向精神薬に指定します

本日付で、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」を一部改正し（※1）、新たに1物質（レミマゾラム）を第三種向精神薬として指定しました。（政令の施行は、令和2年1月17日）

今回の向精神薬指定により、向精神薬の総数は84物質（麻薬及び向精神薬取締法の別表で指定：10物質、政令で指定：74物質）になります。

1. 向精神薬に指定される物質

化学名：メチル＝3－{(4*S*)－8－ブロモ－1－メチル－6－ピリジン－2－イル－4*H*－イミダゾ[1, 2-*a*][1, 4]ベンゾジアゼピン－4－イル}プロパノエイト及びその塩類

別名：レミマゾラム

2. 施行日等

公布日：令和元年12月18日（水）

施行日：令和2年1月17日（金）

3. 国民の皆様への注意喚起

向精神薬に指定された物質は、輸出入、製造、製剤、流通、所持が規制されます。

向精神薬を、一般の個人が輸出入すること（※2）や、他人に譲り渡したり、他人に譲り渡す目的で所持したりすることは、麻薬及び向精神薬取締法により罰せられることとなります（※3）。

※1 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第191号）

※2 一部の向精神薬は、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入することが可能

※3 向精神薬に関する罰則：最高で7年以下の懲役又は200万円以下の罰金。

以上